

- ◆提出書類に番号が振られている書類はホームページの申請書一覧よりダウンロードしてください。
- ◆提出書類以外の書類が別途必要な場合は、健保より個別に連絡いたします。

- ※1 給料明細の総支給額（非課税交通費を含む）が平均して108,333円（60歳以上または障害者（障害厚生年金受給者）の場合は150,000円）を超過している場合は、追加で給与明細を提出していただく場合があります。  
給与明細に支払月の記載が無い場合は支払月の記載がわかる入出金明細（通帳のコピーなど）を合わせて提出してください。
- ※2 返却される際は保険証に切込みを入れて返却をお願いします。

扶養減申請理由	提出書類								
	① 健保被扶養者（異動）届	健康保険証 ※2	就職先保険証の写し	雇用証明書	収入増加前の直近3ヶ月分の給料明細 ※1	雇用保険受給資格者証写し	年金証書の写し	収入が増えた日が証明できるもの	死亡診断書写し
新規で就職（アルバイト・パート含む）し、健康保険に加入した場合	○	○	○						
就職先（アルバイト・パート含む）で雇用条件等が変更または収入が増加し、健康保険に加入した場合	○	○	○		○				
新規就職または就職先で雇用条件が変更、健康保険未加入の場合（アルバイト・パート含む）	○	○		○					
失業給付受給開始の為	○	○				○			
出産手当金受給開始の為	○	○							
年金受給開始の為	○	○					○		
その他収入増	○	○						○	
離婚	○	○							
死亡	○	○							○